

西東京市生活サポート利用助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第3項に規定する事業として、障害者及び障害児（法第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）に対し、日常生活に関する支援（主に自宅における見守りを含む介護のことをいう。以下「生活援助」という。）及び家事に対する必要な支援（以下「家事援助」という。）（以下これらを「生活サポート」という。）に要する費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 利用対象者

西東京市生活サポート利用助成事業（以下「助成事業」という。）を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、西東京市に住所を有する法第28条に規定する介護給付費の支給決定対象者以外の者で、日常生活に関する支援を行わなければ障害者及び障害児の生活に支障を来たすおそれがあると市長が認めたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者
- (4) 就学児以上の年齢の障害児
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

第3 助成の額

市長は、西東京市地域生活支援事業の費用負担等に関する条例（平成18年西東京市条例第45号）第2条第2項の規定により、利用者が生活サポートを利用した場合に、利用者が生活サポートに係るサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に対して、支払った額（別表第1の基準額を上限とする。）の100分の90（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を助成する。

- 2 市長は、利用者が別表第2に掲げる区分に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、支払った額に同表に定める割合を乗じて得た額を助成する。
- 3 生活サポートの利用の基準時間（以下「基準時間」という。）は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。
- 4 利用者のうち、西東京市移動支援利用助成事業実施要綱（平成18年9月29日付18西保障第1063号市長決裁）により助成を受けたものの基準時間は、当該助成に係る時間数を含めるものとする。

第4 利用の申請

助成事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）は、生活サポート利用助成申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により市長に申請するものとする。

第5 助成の決定

市長は、第4の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請をした障害者等に対し、生活サポート利用助成等（承認・不承認）決定通知書により通知する。

第6 支払

市長は、助成の決定を受けた障害者等（以下「助成決定障害者等」という。）が事業者から生活サポートに係るサービスを受けたときは、当該助成決定障害者等が事業者を支払うべき当該生活サポートに係る費用について、第3の規定により助成決定障害者等に助成すべき額の限度において、当該助成決定障害者等に代わり、事業者を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、助成決定障害者等に対し、助成があったものとみなす。

第7 事業者の登録

事業者は、生活サポートに係るサービスの提供を適切に行うことができると市長が認め、市に登録されたものとする。

- 2 前項の登録をしようとする事業者は、地域生活支援事業事業者登録申請書により市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請をした事業者に対し、地域生活支援事業事業者登録決定通知書により通知する。

第8 返還

市長は、助成決定障害者等が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、既に行った助成の決定を取り消し、その者から当該助成の額について返還させることができる。

第9 届出義務

助成決定障害者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域生活支援事業変更届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等を変更したとき。
- (2) その他第4の規定による申請の内容に変更があったとき。

第10 調査

市長は、必要があると認めるときは、助成決定障害者等に対し調査をし、又は書類の提出を求めることができる。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業に必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の日前において、助成の決定に係る準備その他の必要な準備行為を行う。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。ただし、別表第2第2号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の西東京市生活サポート利用助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表第2第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第5の規定による決定を受けた同号に規定する者が利用する改正後の要綱第1に規定する生活サポートから適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

別表第1（第3関係）

家事援助・生活支援（30分）	800円
----------------	------

別表第2（第3関係）

利用者の状況	割合
(1) <u>市町村民税世帯非課税者</u> (利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が事業の利用のあった月の属する年度(事業の利用のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合に	100分の100

おける当該利用者をいう。)	
(2) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が、事業の利用のあった月において、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者をいう。）であるもの	100分の100

備考 この表において「利用者と同一の世帯に属する者」とは、利用者が18歳以上の場合は当該利用者の配偶者をいい、利用者が18歳未満の場合は当該利用者と同一の世帯に属するものをいう。

別表第3（第3関係）

（1月当たり）		基準時間	夏期休暇時（7月及び8月）の利用に当たって基準時間に加算する時間
家事援助		15時間	—
生活支援	障害児	16時間	10時間
	障害者	32時間	—